

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金
(駐車場・農地等再エネ導入促進事業)

「ソーラーカーポート」導入ポイント

「ソーラーカーポート」導入の課題と注意点

令和7年1月28日

京都府地球温暖化防止活動推進センター





「ソーラーカーポート」導入にむけて

① 導入の動機

エネルギー価格高騰対策

脱炭素経営

卒FIT対策

太陽光発電の上乗せ

駐車場の有効利用

顧客サービス

雨除けや積雪対策

荷捌き

夏季の遮熱

災害時対応

② 導入の条件 ※本補助金活用の場合

ソーラーカーポート
を設置できる敷地が
ある

建築確認申請の要件を
満たしている
※建築確認申請が必要な区域
の場合

自家消費
50%以上

③ 計画

消費電力の把握

- ・工場や社屋等の消費電力を把握

効率の良い発電量を検討

- ・太陽光発電を効率良く自家消費できる計画

立地要件の確認

- ・塩害や積雪の影響を確認
- ・ハザードマップの確認

「ソーラーカーポート」の工期

流れ	1	2	3	4	5	6	7	8
実 施 事 項	プランニング 現場調査	詳細設計 地盤調査	建築確認申請書類作成 (申請書類・図面・構造計算書等)	建築確認申請書類提出	検査機関 自治体による確認	確認済証受領	ソーラーカーポート建築工事	完了検査受検 検査済証受領 引渡し



概ね1~2ヶ月要する

ソーラーカーポート導入の注意点

設置場所

- ・「ソーラーカーポート」の全高はおおよそ3m~4m。
- ・周りに日光を遮る高さの建築物があると、発電効率が下がってしまいます。できるだけ東西南向きに開けた「駐車場」に導入することをお勧めします。

導入費用

- ・「ソーラーカーポート」は「カーポート」の屋根部に、一体型/搭載型共「太陽光発電モジュール」が載るため「カーポート」が荷重に耐えられる強度が必要です。同時に十分な「基礎工事」も必要になります。

メンテナンス

- ・「ソーラーカーポート」も経年劣化は発生します。「カーポート」本体、太陽光発電設備、蓄電池は、メンテナンスが必要です。メンテナンスも含めた導入計画をおこないましょう。

省エネ

- ・事業で消費する電力量を「ソーラーカーポート」を導入し、発電された電気を自家消費すれば、消費電力は削減され、電気代もCO2排出量も減らすことが可能です。あわせて、事業所の省エネに取り組む（LEDの導入や空調設備の省エネ化等、店舗や事務所であれば断熱改修等）ことにより、さらに、エネルギー消費を減らすことが可能です。



写真：舞鶴市提供

屋根一体型

「カーポート」の屋根が「太陽光パネル」になっています。
両面発電できる製品もあります。
積雪時でも裏面（反射光）で発電できます



屋根搭載型

折版屋根の上に「太陽光パネル」を設置するタイプです。
直射日光を遮断し遮熱性が高い。
「軒天パネル」をオプションで付けると、すっきりとした外観になります。
雹などの自然災害から車を保護することができます。

「建築確認申請」について

土地に定着し柱と屋根がある場合、「建築物」に該当します。

建築確認申請は「事前申請」です。
建築確認申請が必要な場合に、当該申請をおこなわず建築されたものは補助対象となりません。

建築確認申請：建築基準法第6条第1項及び第6条の2に基づき、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けるために建築主がおこなう申請行為。



建築確認申請に関する詳細は、
管轄土木事務所又は各市町村の担当課までお問合せください。

申請手続きについて：建築主事または指定確認検査機関に提出

申請費用：
・ 特定行政庁（京都府内であれば各土木事務所、京都市と宇治市は市役所）に支払う申請手数料
・ 指定確認検査機関に支払う申請手数料

「確認済証」の交付を受けた後、工事着手できます

建築確認申請に係るその他の注意事項

○ 導入場所が「市街化調整区域」の場合

市街化調整区域では、建築物の建築等が厳しく制限されており、原則行うことができません。ただし、都市計画法に基づき許可等を受けることにより、建築等が認められる場合があります。

(出典：京都府HP 京都府建設交通部建築指導課 より抜粋)

○ 導入場所が「都市計画区域外」の場合

建築確認申請が不要となる場合が多いですが、詳細は京都府内の土木事務所又は市町村の担当課にお問合せください。

○ 建築確認申請が不要の場合

建築基準法第15条及び建築基準法施行規則第8条より、建築物を建築する場合は、建築確認申請が不要の場合であっても「**建築工事届**」を建築主事等に提出しなければなりません。

(該当建築物又は当該工事にかかる部分の床面積の合計が10㎡以内である場合を除く。)

建築確認申請が不要な場合は、「建築工事届」の御提出をお願いいたします。

参考

「令和6年7月10日 各都道府県 建築行政主務部長宛 国土交通省住宅局建築指導課長 通知」

「土地に自立して設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて」

土地に自立して設置する太陽光発電設備について、その下の空間を駐車場として有効活用する場合において、支柱及び太陽光発電設備からなる空間には壁を設けず、かつ、太陽光発電設備のパネルの角度、間隔等からみて、**雨露をしのぐ等の屋根としての効用を有しない構造**のものと判断されるものについては、建築基準法第2条第1号に規定する**建築物に該当しないもの**とする。



建築確認申請の対象外

つまり、太陽光発電設備の下の空間を駐車場として有効活用する場合、上記以外の「**構造物**」は、建築基準法第2条第1項に規定する「**建築物**」となります。

「京都府駐車場・農地等再エネ導入促進事業補助金」においては、京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱別紙記載の「**駐車場等をソーラーカーポートとして整備する事業であって・・・**」とあることから、上記、**国土交通省通知に該当する「構造物」は、本補助金の対象外**となります。

令和5年3月20日より、電気事業法の改正が施行されました。

小規模事業用電気工作物（出力10kW以上50kW未満）を設置する者は、電気主任技術者の選任や保安規程の届出は免除されますが、

令和5年3月20日より、

設備の使用の開始前に経済産業省令で定める基礎情報の届出（基礎情報届出制度）を行うこと及び

技術基準に適合することを自ら確認し、その結果の届出（使用前自己確認制度）を行うことが義務化されます。

また、

経済産業省令で定める技術基準に適合するように所有する設備を維持する義務（技術基準適合維持義務）があり、管轄省庁職員による立入検査を受けることがあります。

（経済産業省HPより抜粋）

制度について詳しくは

経済産業省 小出力発電設備等保安力向上総合支援事業のホームページ

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go>

以上でご確認ください。

届出については、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部でご確認ください。

<https://www.safety-kinki.meti.go.jp>

事業の目的

京都府では、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、再エネ設備の設置場所において、あまり利用が進まなかった場所などで、地域課題の解決や経営支援につながる再生可能エネルギー導入を展開することとしています。本補助金は、**駐車場や農地、ため池**といった場所への再生可能エネルギーの導入を促進するため、**太陽光発電設備の導入費用**や**太陽光発電設備に付帯する蓄電池の導入費用**を支援するものです。

補助対象者

- (1) 事業をおこなう個人（個人事業主）又は法人
- (2) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ア. 京都府税を滞納している者
 - イ. 京都府暴力団排除条例に掲げる暴力団員等

補助対象事業

- 【1】 京都府内の駐車場等にソーラーカーポートを設置する事業
- 【2】 申請者の敷地内で自家消費（50%以上）を目的とするもの。
※固定価格買取制度（FIT等）による売電は対象外。
- 【3】 環境価値をJクレジット等で取引する場合も対象外。ただし、余剰電力の販売は可とする。

主な設備要件

ア. 太陽光発電設備【駐車場等】

イ. 蓄電池【駐車場等】

- (1) 上記の太陽光発電設備の付帯設備として、同時に申請・導入するものであること
⇒蓄電池単体での申請はできません
- (2) 再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること
⇒商用電源から蓄電池への充電は行わないようにしてください
- (3) 国実施要領に定める価格以下の蓄電システムであること
⇒蓄電池導入費用（工事費込・税抜）が下記の価格以下であること

4,800Ah・セル未満相当のkWh: 14.1万円/kWh

4,800Ah・セル以上相当のkWh: 16.0万円/kWh

注意点 補助対象外経費の例

- ・ 「建築確認申請」の申請手数料
- ・ 「登記事項証明書」の発行に係る手数料
- ・ ソーラーカーポート設置のために敷地や駐車場を整備した経費
- ・ ソーラーカーポートを設置した敷地の整備（舗装・車止め等）費用
- ・ ソーラーカーポートの付属設備の内、機能や安全を担保する設備以外の費用
- ・ 目隠しや、風除けのための「側壁」や「側面」の設置・施工費用
- ・ 「処分費」（工事残土（基礎工事分も含む）や既設設備の処分）
- ・ メンテナンス料、保険料等

※ 「諸経費」と記載されているものについて、内訳が不明な場合は、**全額「補助対象外経費」と判断します。**

※ 「値引きに」については、**補助対象経費から値引きされたものか、補助対象外経費からされたものかを**
明確にしてください。明確でない場合、**申請を受理できません。**

駐車場等（ソーラーカーポート）

- ア 設備導入費用（工事費込、税抜）×補助率（1/3）
- イ 補助上限（200万円）

蓄電池

補助金額は、次のいずれか金額の低い方

- ア 設備導入費用（工事費込、税抜）×補助率（1/3）
- イ 補助上限（100万円）

※設備導入費用が以下の価格を超えるものは補助対象となりません。

4,800Ah・セル相当の kWh 未満：14.1 万円/kWh

4,800Ah・セル相当の kWh 以上：16.0 万円/kWh

※災害時に地域で電力を提供する場合は上限200万円（**地域との連携協定の締結**が必要となります）

京都府内の導入事例

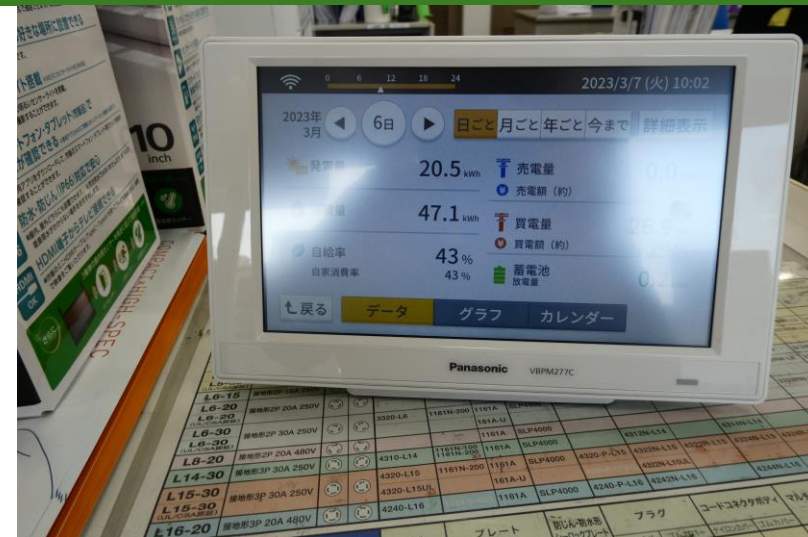
事業概要

所在地	京都府宇治市
その他（特筆事項）	電気設備卸売業。 自社営業所の消費電力を全量自家消費することでエネルギーコストの削減をおこなう。

導入設備、事業の効果

発電容量	太陽光パネル出力 5.94kW パワコン出力 5.5kW
設置タイプ	太陽光発電一体型（駐車場：2台分、Panasonic）
蓄電池容量	6.3kWh
電力使途	全量自家消費（営業所社屋）
事業費	総事業費：3,779,600円 （うち補助額：1,703,000円）
事業開始	令和5年2月

完成写真



事業概要

所在地	京都府京都市伏見区
その他（特筆事項）	工作機械等の卸売業。KESステップ1取得。 社屋で全量自家消費。本事業により全消費電力量の80%ほどを補う。 脱炭素経営を目指す。

導入設備、事業の効果

発電容量	太陽光パネル出力5.95 kW パワコン出力5.9kW
設置タイプ	太陽光発電搭載型（駐車場:2台分 サンエイ）
蓄電池容量	16.4kWh
電力用途	全量自家消費
事業費	総事業費：8,824,420円 （うち補助額：3,006,000円）
事業開始	令和6年2月

完成写真



事業概要

所在地	京都府京丹波市
その他（特筆事項）	建設業。 社屋での全量自家消費。 完全自家消費型PCSを導入。

導入設備、事業の効果

発電容量	太陽光パネル出力6.075kW パワコン出力5.5kW（オムロン）
設置タイプ	太陽光発電一体型（駐車場:2台分 日栄インテック）
蓄電池容量	9.8kWh
電力用途	全量自家消費
事業費	総事業費：4,570,830円 （うち補助額：2,077,000円）
事業開始	令和6年2月

完成写真



施工事例

基礎工事



カーポート施工①



カーポート施工②



太陽光発電設備工事



太陽光パネル設置



PCS・蓄電池・非常用コンセント



EV用充電器



モニター・リモコン（屋内）



完成



施工期間：2日～4日
ソーラーカーポート本体の組上げ：1日
基礎工事：1日（養生期間除く）
太陽光発電設備工事：1日
調整等：1日

「ソーラーカーポート」導入の課題と展望

「ソーラーカーポート」は
「計画（電力自家消費、建築確認など）」、「設備の調達」、「カーポート」部の「土木建築」と、太陽光発電設備部の「電気工事」が必要です。
これを、「E=設計(Engineering)、P=調達(Procurement)、C=建設(Construction)できる事業者（EPC事業者）」に発注し施工することが望ましいですが、
「ソーラーカーポート」施工に関しては実績が少ないため、取り扱う事業者が少ないのが現状です。

「ソーラーカーポート」と電気自動車（EV・PHV）
「ソーラーカーポート」で発電した電気を、事業所や工場だけでなく、電気自動車などの充電をおこなうことで、更に、効率良く事業に係るエネルギー対策となります。

「ソーラーカーポート」とPPAモデル
PPA事業者の契約条件が比較的大規模（発電容量が100kW以上）で、長期契約になっていることが多く、本事業におけるPPAモデルによる「ソーラーカーポート」導入は現在のところありません。

ご清聴ありがとうございました

本補助金の詳細は、
京都府地球温暖化防止活動推進センターのホームページ内、
補助金サイト：https://www.kcfca.or.jp/project/carport_agripv/でご確認ください。

京都府地球温暖化防止活動推進センター

